

運 營 規 程

社会福祉法人 広虫荘

和気広虫荘 短期入所生活介護事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人広虫荘が開設する和気広虫荘短期入所生活介護事業所及び和気広虫荘介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき職員、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護」という)を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを尊重し、市町村等保険者(以下「保険者」という。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和気広虫荘短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 岡山県和気郡和気町和気108

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(職員の員数は、併設の指定(介護予防)短期入所生活介護事業所職員との合計数である)

- (1) 荘長(管理者) 1名
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - (2) 医師(嘱託) 1名
入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
 - (3) 生活相談員 1名以上
入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - (4) 看護職員 3名以上
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
 - (5) 介護職員 33名以上
入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
 - (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。
 - (7) 機能訓練指導員 1名(看護職員兼務)
入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。
 - (8) 介護支援専門員 1名以上
施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
 - (9) 事務員 1名以上
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- 2 前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、空床型とする。

指定介護老人福祉施設の入所者の入院等による空ベッド利用を行う。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行わなければならない。
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- (3) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- (4) オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替えなければならない。
- (5) 前各項に定めるほか、利用者に対し、健康管理、機能訓練、離床、着替え、整容、その他、日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、次の額とする。

50円/km (通常実施地域内の距離はのぞく。)

4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 460円/回、昼食 670円/回、夕食 620円/回

5 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

従来型個室 1, 231円/日、多床室 915円/日

6 理美容代 実費

7 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

8 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第5項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第21号)により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

9 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

10 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意を受けることとする。

12 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、和気町・備前市・赤磐市、の地域とする。

2 その他の地域については、その都度相談に応じる。

(衛生管理等)

第9条 事業を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、(介護予防)短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は、火気の使用は厳禁とする。
- (4) 利用者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (5) 利用者は、施設内において政治活動又は宗教活動をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第13条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束)

第16条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人広虫荘と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3年10月 1日 から施行する。

第15条、 令和 5年 4月 1日 から施行する。

第 7条、 令和 6年 8月 1日 から施行する。

第 7条、 令和 7年 4月 1日 から施行する。

第10条 令和 7年 6月 1日 から施行する。